

第1回農業災害補償制度検討会の概要について

1. 日時：平成13年11月22日(木) 13:30～16:30

2. 委員の出欠

委員21名中20名が出席した。

欠席者：新山委員

3. 経営局長あいさつ

4. 委員紹介後、座長の選出

岸委員が座長として選出された。

また、海野委員が座長代理に選出された。

5. 座長あいさつ

6. 議事録の公開

議事録については、発言者の名前を伏した上で公開することを決定。

7. 資料説明と質疑

関係資料について事務局から説明を行い、その後各委員が発言を行った。委員の主な発言内容は以下のとおり(順不同)。本日の自由な議論を踏まえて、次回(12月14日)は本検討会での検討項目を整理し、第3回検討会以降それぞれの項目について検討を深めることとした。

- ・ 農家は、土地改良区、農業共済、農協などの組織にすべて加入しており不経済である。農家負担の観点から組織についても検討して欲しい。
- ・ 大規模農家ほど、自分の経営は自分で守るとの意識があるので、農作物共済について、共済のメニューを増やし農家が選択の上で加入するようにすべきである。
- ・ 乳牛の病気による死亡原因は、分娩後1週間で7～8割と大部分を占めており、これが最も影響を受けるものである。それ以外の死亡については、家畜共済の対象から外しても良い位である。
- ・ 補償を充実するため、水稻の一筆方式の足割割合を引き下げて欲しい。
- ・ 農業共済は専門用語が多く農家が理解しづらいため、もっと分かりやすい資料を作成して勧誘して欲しい。
- ・ 果樹共済については、農家単位の引受方式のため、被害が相殺され共済金支払対

象にならないことがあるので、園地単位の引受方式の導入を検討して欲しい。

- ・ 果樹共済の損害評価実務が煩雑なので、農家の青色申告など税務申告書類で評価することはできないか。
- ・ 農業共済の家畜診療所は、24時間体制の診療体制ができていないため、土日の夜に診療して欲しくても、どこに連絡して良いか分からない。
- ・ 家畜の多頭飼養農家の中には、自分で治療を行う者もいる。この場合に農業共済の獣医師が処方を出すとともにその経費を家畜共済の対象として欲しい。
- ・ 畜産農家の中には、病気の予防に一所懸命努力する人もいるが、一方で、放ったらかしにして家畜が死んで共済金を貰っている人もいる。
- ・ 農業共済には損害評価員が16万4千人いるが、評価方法を変える必要があり、このため、特に全相殺方式については検討すべき課題がある。
- ・ 水稻の収穫量とする基準の篩目1.7mmについては、見直すべきではないか。
- ・ 大豆の生産が増えている中で、大豆についても品質低下を補償して欲しい。
- ・ 園芸施設共済については、台風などで被害を受けた場合、施設を早く修復しないと内作物にも影響がでるため、損害評価の迅速化に努めるべきである。
- ・ 園芸施設が大型化している中で、園芸施設共済の共済掛金国庫負担について、共済金額が4千万円を超える場合、その超過部分については共済掛金の国庫負担対象とはならないので、この基準を引上げて欲しい。
- ・ 園芸施設共済については、現在、施設の耐用年数に応じて評価額が下がるため、被災時の共済金が少額であるという不満があり、共済掛金が現状より多少高くなっても、新価補償として欲しい。
- ・ 畑作物共済について、作物によって選択的に加入できるようにして欲しい。
- ・ 経営所得安定対策との整理という点で、財源問題をどうするのか。農家所得を補償して欲しいが、農家負担が相対的に多くなることを危惧している。
- ・ 畜産農家が大規模化してくると、農家の関心は治療から予防にシフトしてきている。家畜共済においても予防を対象とするようにして欲しい。
- ・ 豚の共済掛金国庫負担割合を他の家畜と同様に50%として欲しい。
- ・ 現在、農業共済の損害評価員は集落内での単なる輪番制となっており、兼業農家の人が多く、的確な損害評価ができるのかという疑問がある。また、共済金が支払われない場合であっても損害評価結果を農家に通知して欲しい。
- ・ 従来から加入推進のために大きな労力を要しているが、農家ニーズに対応した制度の充実は、加入推進の大きな力になると考えている。
- ・ 災害対策として、農業共済は良い制度である。特に、農村や集落を支える農家という点に着目すると、全農家を等しく対象としている点は意義があると思う。
- ・ 現行の農業共済の補償内容は画一的であるが、経営規模に応じた補償が必要ではないか。
- ・ 今年、カメムシが大量に発生し米の品質が低下したが、こうした被害についても

補償すべきである。

- ・ 乳牛の子牛の共済制度化、米の品質低下の補償、麦の災害収入共済方式における支払方法、大豆の一筆方式の導入、制度のメニュー化など様々な問題について、検討すべきである。
- ・ 農作物共済の当然加入制については、従来から議論されていることではあるが、今日的視点から改めて議論するということになると思う。農家選択の幅を拡大すべきという議論もあるが、一方、農家のアンケート調査において、大半の農家が当然加入制を支持しているというデータもあり、また、当然加入制は加入者が偏るのを防ぐことでリスク分散を図るという役目も果たしており、単に農家の選択の自由という視点からのみで議論すべき問題ではないと思う。
- ・ 平成9年の無事戻しが大変多額となっているが、単純に考えて3年間事故がなければ共済掛金の半分以上が返還される制度であるとすれば、良い制度ではないかと思う。無事戻しについて農業共済組合がどのように考えているか聞いてみたい。
- ・ 果樹、畑作物の加入率が低い、農家ニーズに対応したメニューの拡充により加入率が上昇するかどうかについては議論する必要があると思う。
- ・ 経営所得安定対策と農業共済は役割、目的が別であると整理されているが、財政上効率化が求められており、両制度の役割が重複するところがあれば厳しく査定されるのが実状である。経営所得安定対策の具体案をできるだけ早く明らかにしたい。
- ・ 農業共済団体も地域における農業振興に果たす役割は大きい、例えば生産調整との関連などの面で共済団体の業務のあり方について議論する必要がある。
- ・ 農家ニーズに対応し制度をキメ細かくすると、運営コストが増加し、保険数理上の問題も考えられる。農家ニーズへの対応についてはそのような観点からも検討すべきである。
- ・ 共済掛金と補償内容は比例するものであるが、共済掛金を低くする代わりにミニマムの補償をするという考え方もあると思う。
- ・ 検討の視点として様々なものがあげられているが、緊急の課題なのか、そうでないのかメリハリをつけて整理し、今後の検討スケジュールを決める際の参考にすべきである。
- ・ 農業共済は、災害補償という性格から、災害時と非災害時で業務量に大きな差を生じ業務量の均一化が困難という側面があり、今後検討が必要である。
- ・ 現行の家畜共済は、基本的には制度発足当時の少頭数飼養の農家を前提に仕組みられているが、現在は大規模化が進んでおり、制度と実態との間にズレが生じている。
- ・ 大規模畜産農家にとっては年間20頭位は死亡し、1頭位の死亡については共済金はいらぬという意識があることから、大規模農家について、共済掛金負担を軽減するような仕組みを検討すべきである。